

讀史餘論

新井君美著

五六

柳田文庫

文庫11

A1617

3



文庫11
A 1617
4

柳田泉文庫

48 10780

010190529318

漢之海
圖書記

皇極經世一書

讀史餘論卷五
筑後守從五位下源君美著
萩原裕校正
神武日向より起り筑紫の國伐平布安藝の國
小渡り吉備乃國を経て遂小大倭國を討平布
前傍の山を開き檀原宮として帝位小即終ひ
よる此うた十年より帝九世たそ五百六十九
年うかとは金革事聞え次上世民淳小して俗
厚く皇化の被ふ所たの川うらおそやう也
故小そ有る但一世遠く人亡ひて史策乃載

讀史餘論 卷五

るごに後たのほらら關漏あまむむ知ふら
ら天

第十世崇神の十年九月大彦命北陸武渟川別海吉
備津彦西丹波道主波等丹に命して四方の國國小
はらふ。是後世將軍の始也と申す歟。志の此とを其
代小將軍るとい婦名號有らばあら天。日本書
記小なるはまは所を後代史作られし時潤節の
詞と見えたる。崇神の時今の文字我國小はまた
なといふ事。此れ外をや皇化は順ぬその有るは
不見え。此年武渟安彦といふもの叛さまいらせ

て帝京を襲んとせしを彦國葦及五十狹芥彦命
小命して討平られし事を侍り。ありしに叛臣伐心討
此後百六十七年して。第十二代景行十二年。筑
紫熊襲叛て帝を川のらふ事を証し。八年伐
歴てつひ小平事終ふ。此れ熊襲叛て廿七年小熊
襲又叛てし。日本武尊をして証せられし。小
やうて討平ら勢強ひ。其後四十年夏東夷をむ
く事ありし。又尊をしてこれ伐討し免死せ
し。是をやらうてきいらさぬ。東夷叛く
其後八十餘年して熊襲又叛く。熊襲二の叛
也第十四代仲哀の二年小皇后と共にみはら

征一終ふ。八年依經て代伐をろくす。事九年小
 阿をり一年終二月筑紫乃行宮小崩一終ふ。神功
 皇后吉備臣の祖鴨別をて字た一免ら終ふ。
 熊襲をつい小滅ぬ。終らるすくに皇后を依
 ら新羅伐討をい小。亦進をやうて従ひ下以
 らを。かくて皇后御軍を還す終。筑紫小至り終ひ
 て。應神の生終をい。此期十月生終をい。
 と。皇后の御禱より。十二月筑紫仲哀終崩一多
 の伊都乃郡小く生終をい。云仲哀終崩一多
 一やうを依たらるら。應神の生終をい。事
 ろのうむ。月小た終をい。終ひ一多。疑ハ
 久思名を著ふ。や。長子してたを。ませ。霹
 坂

部一作倍
 日本紀作
 陪

忍熊二人乃王子軍起して姉を。戦ひ多ひ。小
 王子終軍利。水をして。二人を。失ハ。多ひ。ぬ
 事と。代。小。あ。を。討。海。外。の。事
 小。名。を。い。
 其後天子廿三代。年を四百五十三年。伐。屋。た。て。
 三十八代。齊。明。乃。御。時。蝦。夷。を。多。く。叛。き。阿。部。臣
 阿。部。引。田。臣。比。羅。夫。を。て。討。し。免。ら。終。ひ。に。蝦
 夷。つ。い。小。順。ひ。肅。慎。と。い。ふ。國。を。て。討。た。う。ふ。此
 御。代。小。百。濟。大。唐。の。を。終。た。か。る。ほ。さ。ふ。と。き。了。え
 て。い。ま。を。救。終。は。ら。ん。も。て。帝。み。つ。ら。土。佐。國。朝
 倉。能。宮。小。幸。ま。り。て。軍。の。事。伐。謀。り。多。ひ。に。つ

帝行宮して崩す。初、神武東征して臨ひ
 一、らる。此のうた代ハ世ハ代年、千二百廿五年、
 程ハ國中に皇化に随ひまゐらせぬそのあふ時
 ハ天子みづららとこれ成証し。或ハ皇子して是成
 討しめらる。中神功齊明のとき、女主人
 たを、せしむる。皆親らる。此成征せしむる。但
 三韓、蝦夷、肅慎等の、海外の事ありしハ、
 多く將軍して討む。也。神功、齊明の御時、の事
 一、海外の事ありしは、一、神功の御時、の事
 ハ國、大事なり。古小多。是成重く、慎む。ハ
 一、御事と見えし。後代乃、よく小坐なら。将帥
 小命して、是成討しめらる。事、の、よ、小ハ、

第四十代天武天皇御元天智御元、大友天
 皇、小多む。臨ひて戦ハ、勢、臨ひ。事、多、此、
 征討乃例、よ、同、一、の、あ、つら、大友の御軍利
 なくして天武世を、ら、む、い、え、り、世、臨、ひ、し、は、世
 小多、大友、此、其、君、に、叛、く、せ、臨、ひ、し、を、に、申、傳、ふ
 る、歎、ま、し、り、く、大友、を、天智、乃、御、世、嗣、成、り、帝、は、ら
 七、臨、ひ、て、帝、位、小、多、一、傳、を、一、御、事、也、の、傳、多、天、智
 能、崩、し、り、ひ、し、屋、ろ、を、怪、し、き、傳、へ、を、侍、此、を、世、能
 申、一、傳、ふ、多、所、信、し、り、た、之、や、侍、ら、む、と、禮、を、天、武
 ハ一旦御軍に、ら、ち、り、努、ま、ひ、て、世、成、ま、る、し、め

其後一うと、其後を三川の七代百餘年の程まで、
 其玄孫稱徳の女主としてつひ小絶于世終ひ天智
 元御後を御孫光仁の世を忘らざる終ひより、今
 小絶之させ終つねも、天祚有道小絶之みよふ所
 明らふと申す、後代小絶すて兩主御
 位をあらそひ事乃ち終り、王徳稍
 衰て風俗既小澆引と申す、
 其後八十年元經七、四十五代聖武、天平十二年、太
 宰少貳藤原嗣及々、武埴安彦の叛り、後
 帝王三外西代、星霜九百廿七年を経て、人臣の叛
 き、以らせ、干戈を邦内小動、此の事の始なり

弟下、世小は守屋連のみの、此を叛臣とす、
 軍に就か、此は叛臣の例、此時大野東人を大
 將と、紀飯磨を副將と、討平らふ、此勲功
 小多、是將帥を命とす、又功
 是賞せ、此の事の始なり

 此後三十六年を経て、三十九代光仁、寶龜六年、陸
 奥乃夷叛る、鎮守府將軍大伴駿河磨して討る、其
 功、伐賞して勲三等を授らる、十年小又叛る、時、
 參議藤原、小黑磨是伐討平ら、正三位を授ら
 協、
 此後九年を経て、桓武、延暦七年、陸奥、夷叛る、參議

尤諸本作
是今改之

紀古佐美を征東大將軍としてうたれし小終小
 利なくして召還され九年大伴弟磨成征東大使
 となき此坂上田村丸等成副として討たれし小田
 村丸此功尤多しりしは十六年に征夷大將軍
 小終なき此は二十年ふまた陸奥夷高丸とい
 ひし駿河國清見關まで攻上りし小田村丸こ
 成成りち敗り北をを追て陸奥神樂岡といぬ所
 に至て斬りておれり陸奥こもく小平く東夷皇
 化小順さるし事を古も聞えしと此比の
 之類小叛を亂れし事いまたあらぬ皇化既小
 遠不及し休るをるしとやゆふ應き日本武尊東
 征の後六百

六十一餘年より東夷板き
 小中たりて五のいりおる

其後八年をへたて五十二代嵯峨弘仁元年九
 月帝の御兄平城太上天皇寵姫藥子と此の兄藤原
 仲成等の勸申せしふりて御位を復し
 御心たをして近國に兵伐免され東國乃方小
 御幸あましと聞えおききと帝大納言大将坂上
 田村丸小勅してふききと免すいらるしと
 あました田村丸の請よりして参議文屋綿曆を
 副將軍となさるやうてらるしこの道成塞き
 て仲成を生とて流刑小處せらるしと聞えし
 の斬らきてり藥子も此のら藥を飲てうせ

一の八事平さぬ。天武のち西帝世を争ひ五年
 乃夏文屋綿磨を征夷將軍小奈よ命其冬陸奥純
 夷叛さしをやうて討平く其後綿磨從三位中納
 言乃大將よまはれ終なき其比よて世に亂
 あまし小臨むくその任小あし終る人々成撰ハ
 是出てを將帥乃任小何をわ亂平き功成ぬまは
 又入て卿相の位よ終らな終り古佐美大納言正
 言大將正三位綿磨從三位後世のましく文武其
 中納言よ至り類なき後世のましく文武其
 職を異小せら終ら如くはあらは是より後
 王綱紐をこき柄臣權を專らせら終りより將帥
 乃任殊よ輕き卿相乃官に至る人なくよりはを

文武の職世官世族となりてを朝廷乃威日日
 小衰へ功臣遂小兵馬終權を掌り天下の大勢一
 たひ變りて古より不事成得るらはる代小
 はちり也

中世以来將帥の任世官世族となりて
 事

六十二代朱雀天慶二年十一月平將門藤純友ら
 亂出来し。嵯峨弘仁五年より帝王を九將門を
 陸奥鎮守府將軍從五位下平良將純嫡子也桓武
 葛原其子高見王その子高望伊豫掾藤原純友の
 王始賜平姓良將ハ其二男也伊豫掾藤原純友の
 太宰少貳良範の子なり長良の子左大辨二人ハ
 遠經其子良範也

一免洛小あり一時、叡山小上りて、相約し、兵を起
 せしといふ。古事談、小將門謁仁和寺、式部卿宮守
 之御子敦郎等五六人、茂具し、平貞盛を参り
 實親王也。郎等五、六人、茂具し、平貞盛を参り
 て、將門の門を出る。小行逢ふ。貞盛を將
 今日郎従を具せし、協事尤口惜し事也。此將門ハ
 天下小大事、引出を辱し、その也といふ云々。
 正統記を見り、小將門久し、執政平乃家、仕り。
 使の宣旨、茂望し、小不許なるの故、小東國、小下
 祭て及せしといふ。按ずる、小將門忠平の
 害日記、小天慶二年十一月廿一日、常陸大掾國香
 を殺す。伯父なり。即貞盛父。國中伐やうて、廿九日、豊田郡鎌

輪宿、還り、長官詔使を幽し、武蔵守興世王の議
 小諸國伐併と人といふ。十二月十一日、入、下
 野國守以下降、十五日、入、上野國、司伐追却して、此
 日除目を行ふ。うて、武蔵相摸國を巡る。是より
 さ、建都於下總、國、猿嶋郡石井、郷置、文武百官、三
 年正月十一日、詔、東海、東山、討、將門、二月八日、參議
 修理大夫兼右衛門督藤忠文を征夷大將軍とす。
 此人、近衛將たり。時、直夜に、寮の御馬を引よ
 せて、枕、し、川、菊を喰ふ音を、うて、召ふ、これ、
 也。の、刑部太輔忠舒、弟、右京亮藤國幹、大監物
 平清基、散位就國源經基、為、副將軍、經基ハ、武蔵、
 及、状を告ら、此、人、右、大臣、源、能、有、の、下、總、權
 む、こ、り、て、弓、馬、射、藝、を、傳、え、ら、ま、し、と、い、ふ、

此分註疑
當在下甲
斐守源賴
信小下

少掾平公連藤遠方等をして討將門江談小此時
朝議欲以藤元方為大將軍元方聞之曰大將軍所
言一事以上國家莫不致用若拜大將軍者必請貞
信公息一人為副因是議止按源賴信者大納言元方外孫是月一
日下野押領使藤秀鄉常陸掾平貞盛等四千餘兵
一云一萬戰於下野國敗之廿三日襲將門營將門
逃嶋廣山焚其營十四日大戰于辛嶋將門中貞盛
箭秀鄉獲首斬百九十七級將門細川
承平五年二月將門起兵天慶於是征東諸將自中
路歸此時於清見關軍監清三月九月秀鄉從四位
下元六功田永傳子孫追無任下野武藏兩國守貞

盛從五位下右馬助經基從五位下兼太宰少貳此
時小野宮左大臣實賴曰疑勿質九條右大臣師輔
曰刑疑勿質賞疑許之忠文東征の月六十三歳村上天曆元
年六月七十一歳卒贈中納言
純友追討記純友為海賊魁首南海山陽之間望
風而降聞將門反而擬上道東西二京連夜放火十
二月下旬天慶二年備前守子高奔下京純友使文元追
之廿六日及攝州免原郡相戰獲子高斷耳鼻奪其
妻子而去下固關使於諸國諭純友叙從五位下純
友寇讚州介藤國風兵敗奔淡路經二月募兵還府
左少將小野好古為長官源經基為次官右衛門尉

合下當有
戰字

藤慶幸為判官右衛門志大藏春實為主典征之到
播讚等國造二百艦入賊地先是賊次將藤恒利降
于國風國風以恒利為鄉導擊賊敗之賊入太宰府
府兵大敗虜掠殆盡好古自陸路慶幸春實自海路
五月與賊合博多津春實袒身亂髮陷陣恒利遠方
乘之賊軍亂欲乘船而戰官兵焚賊船賊敗死者數
百人溺死不知計純友乘輕舸奔豫州警固使橘遠
保虜之純友死於獄中按守將軍小任也
其後四十一年一一條長徳元年下野守平維
衡平致頼と東國小て戰議其罪致頼伐流隱岐
維衡、貞盛の四男
致頼、再從兄弟

其後廿八年一一條長元元年平忠常叛
忠常ハ葛原の孫高望王此五男村岡五郎良文の
子千葉是年一肥後守高階成章藤原時遠平為
行等合戦セむとす其罪を定めり其四月前上
總介平忠常下總の國より叛く檢非違使平直方
義家外祖時政
四代の祖中原成道を一東海東山兵を
發して三月二年十二月成道無功徵還三年三月
安房守藤光業弃國而還是忠常伐恐社て也九月
忠常兵威熾して直方亦無功徵還甲斐守源頼
信小坂東の兵伐多て征さしむ四年四月忠常
降る扶桑略記前追討使平直方不遂其功空以歸

續史餘論
卷五

洛源頼信下向任所之日可討忠常之由有勅按直
 方為上直宇治拾遺小河内守頼信上野守小てあり
 時平忠恒をう川海に浅所代知て渡依四五騎
 ころり先陣しとまき五百騎はころり馬の太腹に
 たりて渡る此渡をは只三人をりたり海を渡す
 始とる忠恒周章して名簿をるして文挿小を
 非歟小船小郎等一人のせて迎降と云く扶桑略
 記小頼信隨身參上候處於美濃國山縣郡忠常病
 死即斬其首獻于京師六月十六日入洛已降之間
 其首還賜從類高望王
 その後七年より山徒の亂あり後朱雀長曆三年

山徒頼通小奉状して明尊ハ智證の門流也去年冬明
 尊天台座主とて慈覺め派小あらと座主小任すべから
 すといふ以て其の門流ならむとそ其久に依
 座主といをれしハ山徒怒りて大勢頼通の館
 小来り嗷訴して其門柱をさる頼通怒りて平直
 方して禦らむ山徒と相戦ひ死傷のもの多し
 此山徒嗷訴のしめぬ
 その後十年より安倍頼時ハ事起る關白頼通宇
 治平等院を建る此年後冷泉永承五年頼時叛る
 たり六郡の司始の名を頼陸奥守藤原登任と社
 良忠頼ハ孫忠良の子頼義ハ長元の間又頼信小隨
 をうらてやふら依頼義ハ長元の間又頼信小隨

ひて平忠常をうらて功あり。小一條院の判官代
 とを純り院に御狩小志たふし弱弓をそて猛獸
 をそふは上野守平直方其將器なるは志りて壻
 とす。判官代に勞ふらして相摸守となり坂東の
 士大半為門客上洛數年の後此撰小當たり。東國
 屬源氏者服賴信賴義父子也賴義到任俄有赦令賴時降賴義任
 終之日賴時亦叛賴時の子貞任罪あるを今年新
 司聽國亂而辭更重任賴義遂征伐之事而國用飢
 饉糧食不給大兵散而不集官軍不利天喜五年九
 月賴時中流矢死康平五年春賴義任終拜高階經
 重為國守揚鞭而來無幾歸洛是以國內随前司指

揮也朝議紛紛之間賴義屢求兵於武則秋七月武
 則率子弟萬餘人而來八月十七日陷小松柵九月
 五日與貞任戰于磐井郡大敗之七日破衣河關拔
 大麻生野瀬原二柵十一日陷鳥海柵又拔鶴脛比
 與鳥二柵十五日圍厨川姫戸二柵十七日賴義焚
 柵貞任出戰見虜而死疵と蒙る貞任の弟重任と
 子千世童子を斬る十二年子一平を斬り時
 一月三日平十六年二月十六日獻貞任經清重任
 首三級於京師廿五日賴義正四位下伊豫守義家
 從四位下出羽守義綱右衛門尉清原武則從五位
 下鎮守府將軍獻首使者藤季俊右馬允物部長賴

陸奥大目

其後廿年ふて後三年此事起る是よりささ白河
院永保元年三月興福寺の僧多武峰の奴といさ
うひて僧うと糾うも衆徒峰伐やまをふた六
月三井寺山と不和よりて合戦し寺悉くやう家
明る二年より奥の事起る奥六郡小清原真衡と
いふものあり故鎮守府將軍武則の孫より荒川
太郎武貞の子也真衡富有の奢過分此行迹よりて
一族ならり郎従となせし出羽國の住人吉彦秀
武根の事ありて軍起ふ地火爐起りて同三年源
義家陸奥守小をさし俄小下向すも一免は清衡

山下或有
門字

家衡兄弟秀武小をみりてあるら其後武衡の家
衡小をさし義家小をむす清衡秀武を義家小
属して亦利

按多小後三年の記小清衡ハ亘理權大夫經
清の子也經清誅せられ此後其妻武貞小をひ
て家衡を生じ此を清衡の家衡とハ異父同
母兄弟也と云々然らハ真衡家衡とハ同父兄
弟より二人と云々小清衡とハ異父兄弟たる歟
武衡の事ハ此記小をえんたもふに此を武
則武貞の子弟をふし王代一覽小武衡ハ家
衡兄弟より見ゆいなる據小や覺束なり彼

續史餘論

卷五

十三

記は、永保三年此事まで、戎記して中間七年
乃事脱して、寛治五年より事を記して、
て此軍の事さたらさふ歟、大系圖清衡
下に、後三年合戦、濫觴此仁也、異父同母、乃弟清
原家衡、争論此事也、と云々、さらば永保三年の
後、真衡うせて、その跡を清衡家衡又相争ひ、家
衡國宣、小隨、小さる、軍起り、小也、
うて、寛治五年九月、義家數萬騎をひききて、金
澤、柵をせ、十一月十四日の夜、城陥て、武衡家
衡、生捕て、頸をとり、國解を奉て、武衡家衡の謀
反、已小貞任、宗任に過、た利、私の力を以て、た

討平ふ事を得たり、とやく追討の官符戎給はり
て、首戎京へ獻せむと、中務とて、私乃敵き、
さこゆ、官符戎給はり、勸賞行ハふ、仍て官
符なり、
く京小のほ、按、下る小、永保二年より、寛治五年
十三歳、義光ハ、小至て十年より、たふ、時小義家五
十三歳也
其後十六年、源義親、此事あり、義親ハ、義家、
嫡子、系圖、小康和二年、匡房、卿訴、より、
る、小、匡房ハ、堀河の承德二年九月、太宰権帥、
四年六月、任終りて、歸京、さ、
任中の事也、
二月廿八日、依、管崎宮、訴配、流、隱岐國、然而、不赴、配

所經廻出雲國殺害當國目代卿任保依此事被下追討之宣旨嘉承三年即天仁元年正月六日被誅同廿九日梟首按堀河院嘉承二年七月崩此年平仁元年正月義親正盛下祀鳥羽即位明年天月仁元年正月義親正盛下祀鳥羽即位明年天男右兵衛權佐義忠其叔父義光忠光之弟にころけふ鹿嶋三郎三郎とりふそのしてころせし也然るを義綱義綱の聞き聞えて義綱大いに近江の國甲賀山山こころる義親の男為義院宣をかうふ為義嫡孫とて義家義家をつく義綱義綱を為追討す時小十歳也保元物云々義綱降りしは佐渡小流さ語小十歳也保元物云々義綱降りしは佐渡小流さ見誅此と八月十八日義家卒六十七歳是年義家

其子二人并小舎弟一人を先きたつ

難太平記小義家の御置文小我七代孫孫の被りて天下成取とみえ由成裁按す多小中世多將帥の命成承りて其功功儀奏しぬ社也其勤勞に報不ふれらす御相孫位をもつて成大野東人東人藤廣嗣藤廣嗣を子と大伴駿河曆藤原小黒丸坂上田村曆文屋綿曆等の東夷をうち類古也天慶の夏小参議右衛門督忠文の中路より還りたに忠成勸賞ありしや否の朝議ありし其時秀卿貞盛の功を賞せられし事より四位五位小な

此一といふも、此ら將帥の命を承りて討せしはあらむ。況や又其本秩より六位の輩なまふる。ふとの賞を猶不次此賞といふ一、の成を又共小鎮守將軍になさし功田多々給はる。兩國の守成兼て、先らまき。經基將門純友ら亂小東西外軍事に勞し。賴信乃代小年を経て平らさる。忠恒伐日あらむ。て攻降し。賴義十二年ふか。東事に志く。白頭して遂小其功を奏し。義家又十年と經て武衡家衡伐平ら。此又、位四品に昇殿成ゆはさる。以

て其面目とせり。常小攝關の家小伺候して其家僕小肩成ならふ。抑經基と清和二世此在たり。其子孫王家成出ていまた遠らら。次た一卿相の列小加はりぬと云。他家此比例小あらし。てや義家武衡家衡をたいら。時官符を給は。一さりを望みに。私此敵たるし。聞ゆとてゆは。此事は小心得ぬ事小非を也。私の戰鬥小任國を凋弊せしむる事十年にたより。なと。此罪刑成は。免ら。此さる。す。其罪小あらすん。此其功なと。ふ。是等の事に法して義家の冤とふ。

言身論 卷五
うく含み終し事其故なりといふべからず。たゞ天下を伐取るといひ置れしに心得ありし朝家をうたふ事アおらむとの謂ふを阿らむ。そららむハ當時の事勢ふらむて木をひてかほへし。當時天下に權久しく執柄乃家小あり。その權伐奪ひて我の後小あふ不履しと此義をてあふへき。果して三世のち頼朝其權を分けしを得て。足利殿ふらむて天下に君と仰ふ。三たひ今代世をえらむ。めさす。其遺言空しうらむ。不履を。又清和に皇統を陽成して絶たむ。小頼朝より此ら

武家世をえらむ。免を社し。人人皆是其皇胤也。天意此をそかす。たを事にや。又按る小正統記。小鳥羽院の御代小や。諸國に武士の源平の家に属す。事伐とむ。といふ制符たひくありき。源平久しく武を取て仕へし。事ある時を宣旨伐給りて。諸國の兵伐名具し。近代とありて。頼て肩を入ゆや。多くなむ。に。此制符を下さ。終すと云。抑源氏武伐とあり。事經基小始りて。平氏武を取りし。ハ貞盛小始り。皆これ天慶に亂の時小始まり。す。此ら。ち平氏

小逆亂の臣あり。源氏小仰てこれをうぐる。
頼信、忠常、源氏小違勅死者あり。平氏小仰
討つ。こを討る。義親の時小正さ。れを源平私の
仇敵小あらむといふ。たのつら世讐を
思ひたり。まてや保元平治の事。たれを經
て平氏權勢を恣り。源氏々の跡をさうくを
削り。れ小於てをや。其中東國に輩皆。源氏
小心をり。事。初頼信、頼義、父子忠恒をう
ち。り。里。此。頼義、義家の二代。奥前後に戦
廿餘年を歴て、其手に属せし。自らその後
類。たれもひをな。勢。その是多し。頼朝ひひ小

天下に權伐あり。多。れ。皆是累代の餘烈。
ふ。て。也。その事。れ。を考る。ふ。ひ。小。天
慶の事。れ。小。よ。ま。り。此亂。れ。り。て。來。れ。る。所
は。執柄。乃。人人。朝家の權を奪て。皇威。日。日。小。薄
く。是。小。加。ふ。に。武備。を。又。ゆる。み。一。の。故。也。る。
免。將門。純。友。の。相謀。り。小。皇統。を。れ。將門。を
帝位。れ。去。り。藤氏の裔。な。ま。を。純。友。の。執柄。た。る。
一。ふ。と。相約。せ。と。聞え。一。を。其。尤。小。傷。ひ。
その小。あら。や。是。一。片。外戚の權を專に。さ。
より。執柄。れ。職。を。て。我家の物。と。り。て。自ら
是。れ。其。子弟。小。讓。る。小。至。れ。を。さ。れ。も。朝廷。に。あ

らゆる卿相皆、その門葉にあらむといぬ事
 好し。もくを皆、此譜第をもて其官其職、茂志
 里し、そのかの將帥の職、又その譜第をもて
 任せしむると、遂にいふ申ふ世官世族となふ。
 されど、又そまじし兵を、又譜第は属兵と
 なす。一も、鳥羽の比、比源平に属するら
 ると志きり、小制符を下す、此一也。源平両氏の
 兵權を解むと、わもひ終つ、こまは、解へき道
 豈なるらはらむや、後漢光武の功臣の兵權を
 解く、其類、宋太祖の杯酒の
 間、兵權を解け、其よきて来る所を、さるる
 す、てた、小、此を制する、此一、兩氏憤を

卿乃媒、小あらむや、是二法、あまて、小、論
 する、天下終、小武家の世となす事、其よ
 ると、ころ藤氏外戚、其權、専にせし、小、此り
 と、を、え、た、は、

其後三月過て、白河永久元年、比叡山と興福寺と
 争論、興福寺朝家を恨て、春日に神木をふりて、數
 千人、栗栖山、小来り、都に入らんと、勅使を遣さ
 せし、いと不用、為義を遣さる、十八の時、大衆敗ら、此て
 歸る、其勸賞に左衛門尉、小なき、は、

按、を、るに、白河法皇、朕、心、小、ふ、い、ぬ、と、雙六
 の、塞、山法師と仰ら、此、い、ふ、也、此、比、ハ、山僧

のこふそあらは三井興福徒僧徒等そや、そ
 を社を兵革を動して朝威残茂如きと見え
 一ろは事の始後朱雀長曆三年徒春山徒等關
 白賴通を恨て兵起せしに始はる歟是又執柄
 權を恣ふ皇威既小衰つし小よまざるなり古
 は僧徒兵器をふくそ事はまつとも國乃重禁
 してありし也。とらるふつとそたひはしを
 ふ社をいふゆる王綱解紐の一端なり。此後
 屋くそを社を僧徒兵を動して世を亂し甚し
 きしては保元平治の事は僧徒兵伐假り
 て征伐の事代行ハ社なり。解元の時小皇
 南都の衆徒伐催

治承の時高倉の宮三井寺の僧を
 白河山僧徒頼通て義仲を討まんと
 後醍醐兩度まで山門そのくち應仁の亂後
 を頼通ひし事の如きそのくち應仁の亂後
 山僧をいふ及はを法華一向の徒高野根來
 徒僧等や、そを社を兵威をふるひ又甚し
 してハ一向の徒加賀徒富樫介伐亡し織田殿
 の兵威盛なりつ井ふのまを摧く事なり終
 はとが社と此人乃代に叡山徒兵器をや根
 來徒寺とやまほろをさ社を數百年乃禍伐除
 う社も尤その功大なりとりふ願し、
 向乃一宗今小其禍根絶ぬと見え、後世ま
 た國の憂をそなさんものは此一つのそその

此の事

其後十五年して、崇徳大治四年三月、山陽南海賊起る。備前守平忠盛に院宣伐下さ。此こそ成る川。忠盛、貞盛、孫正盛、子。そのく、ら廿六年して、保元乱出来たり。前不見く、こ、小、ハ

其後二年を過し、平治の亂あり。同、此、田、其のち廿一年して、高倉宮乃御事あり。天下亂ふ、り、所、り、平、年、成、經、て、平、家、亡、ひ、り、理、事、ハ、高、倉、治、承、四、年、平、家、亡、ひ、り、理、事、ハ、高、倉、後、鳥、羽、文、治、元、年、按、す、る、天、慶、二、年、將、門、純、友、の、亂、起、り、由、文

治元年乃春平家止ひ、迄二百四十五年。此間兵革動事凡十二度也。神武即位の年より朱雀天慶元年迄、千五百六十四年。此間小々兵革の事、總小十四度歟。天乃方小蹶々時、小々、く、泄、泄、と、い、ふ、事、ま、り、な、ら、う、事

源頼朝父子三代の事

頼朝三十四歳して、高倉治承四年八月起、兵戰不利。奔房州。九月赴上總。入下總。十月經武州。入鎌倉。率廿萬兵。越足柄山。與大庭景親戰。敗之。進到駿州。賀嶋。聞平軍潰。而留武田太郎信義。守駿州。安田三郎義定。守遠州。而還鎌倉。十一月擊佐竹冠者秀義。

處本作場
武上疑脫
使守

新之十二月遷鎌倉新第出仕之侍三百十一人安
德養和元年閏二月清盛薨此月重衡率千餘騎東
征賴朝與叔父志田三郎戰敗之三月行家等率尾
參兵與平氏戰墨俣川敗績八月伊勢守清綱上總
介忠清館太郎貞保東征屯兵於江州九月賴朝遣
三浦葛西討足利太郎俊綱斬之十月維盛東征十
一月賴朝遣足利義兼九郎義經土肥二郎實平土
屋三郎宗遠和田小太郎義盛禦平軍於遠州佐佐
木秀義與維盛屯江州出師無期且行家在尾州可
以支平軍故東軍不發二年三月賴朝殺上總介廣
常是年冬遣範賴義經討義仲後鳥羽元曆元年正

月義仲敗死二月七日一谷城陷十八日命京都守
護且命景時實平遣使守播美備前中後五州三月
一日下下文於鎮西九國住人九日宣旨にいふく
武士等征賊小事を了狼藉あり賴朝子細を訪
て言上す八月八日小坂垣三郎兼信上肥實平
等西海小向ひて討平氏四月殺義高六月範賴三
河守賴朝不聽義經任官六月義經下向して謝讓
此は三月景時東歸後七月賴朝奏上皇以勅
一故也と云成衰記小義經西征八月義經左衛門少尉檢非違使賞一谷
之功賴朝不悅罷義經之西征而遣範賴範賴發鎌
倉九月義經從五位下十月院內昇殿文治元年二

續史餘論 卷五

月義經西征屋嶋陷三月四日賴朝使大膳大夫久
 經近藤國平鎮在洛武士狼籍廿四日平氏亡四月
 十二日賴朝命範賴在九州沙汰沒官領徵義經還
 賴朝從二位十五日關東御家人不蒙內舉拜衛府
 所司者廿三人收本領且可處斬罪之旨注文を京
 師に遣はし廿九日田代信綱小使して義經自立の
 儀成企て侍等小私の恩を施す事不當也向後賴
 朝小忠あり者不可隨義經と相觸るべし云云
 五月七日使龜井六郎獻誓文十五日義經以平内
 府到酒匂驛此條並文迎之義經は鎌倉に於て
 了六月九日附義經還内府誅之九州藤原公月久

經國平帶院廳下文赴鎮西十六日義經任伊豫守
 兼院廳別當特勅衛京師九月梶原景季を遣へ備
 前前司行家を誅す一と義經小命了十月使止
 佐房齋義經廿五日使小山朝政結城朝光五十餘
 人赴京廿九日賴朝西征十一月三日義經行家出
 京五日東兵入京八日賴朝還師廿五日時政入洛
 廿八日時政請諸國守護地頭不論權門勢家莊公
 可充兵糧米廿九日勅許此日賴朝定驛十二月六
 日無實一獻狀請地頭職廿一日勅許是年西海廿
 六州小勇士茂撰み遣へて分監をらへ二年三
 月二日使賴朝為總追捕使并地頭此時知行の國
相模武蔵伊

豆駿河上總信濃
越後豊後等九州

按を多に頼朝の初志を平氏義仲行家等と戦ふに聞東國伐うちをたりし。うけくち鷓蚌の弊に乗じて世乃亂逆を治め。はてと一免を至るをもち去こり。一國國を勸賞ふ申し請ひて。奥能秀衡の奥羽伐押領せしやうにてあらむとたもひし。や。然るに義經行家能事起りし。小よりして廣元の策を用ひて守護地頭職伐望み。て天下伐併として握中小せし。なふし。又頼朝政能は。めし江廣元善康信康俊等の儒士伐。て政所乃沙汰人ととら能事。尤心得あり。

大由

正統記小。人伐撰に用ひらる。日小。ま。德行伐盡。徳行同一。多能多。勞効あるを。又格條小。朝小。厮養左能。と。夕小。公卿小。至るといふ。能侍る。徳行才用小。う。て。不次。用ひら。能。心也。寛弘。う。あ。れ。な。は。一。條。の。ま。と。に。才。賢。多。能。多。種。姓。小。拘。う。を。將。相。小。至。る。人。を。あ。る。寛。弘。以。來。多。譜。第。を。先。と。して。了。能。中。に。才。も。あ。り。て。職。ま。う。な。ひ。ぬ。き。人。を。撰。ひ。能。を。能。世。の。末。し。み。と。利。ら。り。う。能。一。事。伐。い。ま。し。め。ら。る。に。や。あ。り。ち。む。七。個。國。能。受。領。を。經。て。合。格。し。て。公。文。と。い。

續史餘論

卷五

三十四

不と勘ぬまじし。參議に任そと申なうハ一ノヲ。是
 家自家といし。肝心謀。あまり譜第をのミと、うれ
 也。うさふハあうし。て賢才能出こぬ端なきを。上古に及らたた事
 を恨る族をあれと。昔れまうふてそいあくみ、
 此論ハ。但才を賢く徳をあらハ、うて登用をら
 せん。小人能譏あはまうまほくの器あらは。今と
 てハ必し譜第ふらう。事とを覺し侍る。次
 に功田といふ。昔る功の品ふ随て大上中下能
 四法の功残立て。田を分ち終ひき。其數皆定れり。
 大功ハ世世ふをえは。其下川く。或は三世ふ

傳ハ。孫子ふは。身ふ止まらそあり。天下を治
 候と。小事は。國郡成專しを。其事と取く
 不輸の地を立ら。事のなう。に。國ふ
 守あり郡ふ領ら。一國は。皆國命は下にて
 治免。故。法にそむく民なく。國司の行跡
 残考て賞罰あり。天下は。事掌成さして行
 ひや。うちり。其中ふ諸院諸宮に御封あり。親王
 大臣又ら。此こと。其外官田職田とあるを。
 皆官爵を給ハ。其所の正稅残うとふ。うり
 にて。國は皆國司は吏務を。但大功乃その
 今。の莊とて傳ふる。國司ふ。い。は。此

去して傳之も向。中古となりて莊園多く立らば、
 不輸所出来しより亂國とはなまり。後三條院
 乃御世小此弊を聞て終ひて記録所代置社て國
 國の莊公社文書代りて多く停廢せらば社一の
 白河鳥羽の御時より新立の地彌多くふりて。
 國國社知る所百の一小ありぬ。後さま小國司
 任小赴方事代りて其人多きありぬ。目代代
 差て國代治免しむ。亂國とならざら
 む。況や文治社始國に守護職を補し莊園郷保小
 地頭代置社しむ。此より更小古社をもつたと
 ばふ。政道を行はざらば道も絶え

天下奉のて
 平氏滅亡して天下奉のて
 君社御時なるを覺えし小頼朝勲功
 まとにた免しむ。其れもみゆらむ權代恣
 に矣。君も又うら任とらば小者色も。王家社權を
 以より衰小。諸國小守護代置て國司社威代抑
 へし。其れも吏務とつ小事名いり。小をぬあら
 申す莊園郷保に地頭を補せしむ。本所をさ
 ら如くに社り。東鑑文治元年十二月十一日。
 諸國莊園下地關東一向可令領掌給云々。前稱地
 頭者多分平家家人也。是非朝恩。或平家領内其號
 補置之。或國司領家為私。芳志定補。其莊園又今違

背本主命之時者改替之而平家零落之列依為彼
家人知行之跡被入没官畢仍施芳恩本領主空手
後悔之處今度諸國平均之間還斷其思云々貞永
式目第三條云第一 神社 佛事右大將家御時所被定
置者大番催促謀反殺害人等事也而至近年分補
代官於郡郷充課公事於莊保非國司而妨國務非
地頭而貪地利所行之企甚以無道也兼又所下
司莊官以下假其名於御家人對捍國司領家下知
云々如此之輩可勤守護門役之由縱雖望申一切
不可加催早任大將家御時例大番役并謀叛殺害
之外可令停止守護之沙汰若背此式日相交自餘

事者被改所帶職可補穩便之輩也此下三條皆守
禁七文治五年閏四月晦日義經自殺九月三日
泰衡走死建久元年十一月上洛四年八月殺範賴
六年二月上洛九年十二月落馬土御門院正治元
年正月十三日卒五十三歲治承四年より二十年
文治元年より十五年なり
正統記小いそく白河鳥羽の御代終比より政道
乃古きをうゝ漸たよりへ後白河院御時兵革起
て姦臣世を亂ふ天下の民殆塗炭ふたなり頼
朝一臂を揮て其亂を平ちたり王室はふさふさ小
歸るまてなかりか九重の塵をたさゆり萬
民の肩も休りぬ上下堵を安く東より西より

其徳小服セリ。又云。たうそ。保元平治より此うた
此世のそたうそは。一に。頼朝といふ人なく。泰
時といふ者なうらま。一に。日本國政人民い
かふりなま。

按を多に。正統記のい。一は所を。孔子管仲の仁
をゆる。一は。義なる。頼朝のこ。一は。軍
起セ。一は。事。王伐勤。民伐救。い。ひと。心。よ。そ。あ
ら。平氏。能。罪。惡。貫。盈。天。下。此。豪。傑。あ。ら。そ。ひ。起
る。一。小。あ。り。て。高。材。逸。足。終。小。其。鹿。を。得。た。ま
也。初。兵。起。也。一。騎。を。發。一。西。小。む。ひ。罪。伐
年。の。間。い。ま。一。騎。を。發。一。西。小。む。ひ。罪。伐

問い。事あり。こも見。え。は。川。を。普。天。の。下
率。土。乃。濱。誰。人。の。王。臣。小。あ。ら。は。一。つ。ら。王。土
小。あ。ら。さ。ふ。頼。朝。能。う。ら。滅。セ。一。所。た。一。り。て
領。勢。一。所。そ。も。こ。誰。の。臣。一。て。誰。の。土。な
ま。一。そ。や。義。仲。伐。う。ら。一。と。た。あ。く。其。暴。亂。の。日
ま。あ。ひ。平。氏。を。亡。セ。一。事。ま。く。そ。の。兵。威。摧。一
時。小。あ。ひ。其。師。名。あ。る。小。似。て。其。功。伐。成。す。事。を
速。な。る。に。似。た。る。也。平。氏。都。を。落。一。時。そ。一。其。謀
の。と。く。一。院。を。も。同。一。く。御。幸。好。一。月。い。ら。せ。義
仲。ら。頼。朝。と。軍。起。り。一。日。小。ま。く。其。謀。の。如。く。一
院。を。と。り。參。ら。を。西。海。小。赴。さ。れ。る。頼。朝。能。起。せ

る軍いなる名成以て義仲をもち、如何なる
 休辭を以て平氏成り川を、一院希有として
 都小残り留ら努まひ、平氏四宮を都のこ
 し木さ可いらき、御裳濯川の流をとり
 とえさせ終ふま、御事を、然るへき天
 孫御もふらひな多、志らるに頼朝常に
 片ら其勲勞小はのりて朝家を脅し制し、
 いらき、誠小天孫功成攘めり、やいふ、但
 し世の頼朝を議する人多、六十餘州總追捕
 使成給り守護地頭職を補せら、とを申
 けり、其時小あたりて天下に亂始て平氏先亡

乃餘類猶國々小みちて、おれ小かふ、小又義
 經行家孫事あり、その代小守護地頭を置
 事終な、らま、天下乃亂止時ある、
 ら、頼朝初小此事成奏し請社、あて王家
 孫成、は、を、の權を專小をむ、
 小あら、は、貞永の式目成見るに、
 小當時孫守護地頭成戒むるに、敢て國司領
 家孫煩成を、ら、と、數條を載、
 此事小、りて朝廷の威日小衰、武家の權
 小、熾、皆是其法、後小弊、也、
 頼朝孫初意、は、あり、初、頼朝既、敗、社、士

卒を聚め、東國士民其心を得て、兵威日下、
 天下遂に其武功に服す。事、其祖先
 之餘烈のみならず、自ら英雄の資ありて、
 其人を得て、其事をすべしむ。其濟時、其策、
 於て、廣元、善信等、功最多り。世乃人た、
 其武功、伐のみ知りて、其功の成、其所以
 を知らず。其社とす。其人、極て殘忍の性あり、
 て猜疑、其心深く、其子孫、伐保をむ。其謀、
 其親に、親しき兄弟、一族を多く殺す。其妻
 黨、不倚て、其孤を託す。遂に、其社、其後
 を滅す。其社、天に報應あやまらむといふ。

抑又、其社、其子孫、其社、其子孫、其社、
 廣行家、其叔父也。義仲、其子也。義高、其子也。
 兄弟也。義經、其子也。義仲、其子也。義高、其子也。
 抑又、其社、其子孫、其社、其子孫、其社、
 廣行家、其叔父也。義仲、其子也。義高、其子也。
 兄弟也。義經、其子也。義仲、其子也。義高、其子也。

讀史餘論卷五

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

讀史餘論卷六

山崎 筑後守從五位下源君美著

萩原裕校正

源賴朝父子三代の事下

賴家十八歳して家成はく時正五位下左近衛

少將兼讚岐權介たり家つぎ一時轉任左近衛中

將同二年正月從四位上十月從三位左衛門督建

仁二年八月從二位小叙一征夷大將軍小任す時

廿一歳也家つ同三年職をゆつりて落飾を明

年元久元卒年治世總小五年

初賴朝代北條時政義時并に廣元善信親能

在

三浦義澄、八田知家、和田義盛、比企能員、藤九郎入道、蓮西、足立左衛門尉遠元、梶原景時、民部大夫行政等談合して成敗を定むるに、東鑑頼朝うせら頼朝正東鑑月頼朝梶原景時、右京進仲業等頼朝奉行し、政所頼朝書せしむ。小笠原彌太郎、比企三郎、同彌四郎、中野五郎等、從類者、於鎌倉中繼。雖被狼籍、甲乙人敢不可令敵對。若於有違犯聞之輩者、為罪科愷、可尋注進交名之旨、可觸廻村里之由。且彼五人之外、非別仰者、諸人輒不可有參昇御前之由。東鑑七月十一日、三河國河原、飛脚來りて、室平四郎重廣、東鑑の強竊、東鑑人、東鑑路次往來

五宮作四

此人を煩むとさし急て、十六日、小笠原彌九郎景盛して、大志、東鑑討せしむ。景盛、日比使節、東鑑事、東鑑たたく辭す。此れ去春の比、京より美女を招き、東鑑片時、東鑑別を、東鑑愁ふる故なるを、東鑑は、東鑑彼國を、東鑑父、東鑑奉行、東鑑乃、東鑑國を、東鑑志す。道、東鑑此、東鑑うた、東鑑て、東鑑う、東鑑た、東鑑比、東鑑日、東鑑乃、東鑑夜、東鑑ふ、東鑑多、東鑑月、東鑑出、東鑑し、東鑑比、東鑑中、東鑑野、東鑑五、東鑑郎、東鑑能、東鑑盛、東鑑して、東鑑景、東鑑盛、東鑑の、東鑑妻、東鑑女、東鑑成、東鑑とり、東鑑て、東鑑小、東鑑笠、東鑑原、東鑑彌、東鑑太、東鑑郎、東鑑の、東鑑家、東鑑小、東鑑さ、東鑑ら、東鑑た、東鑑ら、東鑑う、東鑑事、東鑑廿、東鑑六、東鑑日、東鑑に、東鑑夜、東鑑北、東鑑面、東鑑の、東鑑御、東鑑所、東鑑小、東鑑め、東鑑して、東鑑今、東鑑の、東鑑理、東鑑爰、東鑑小、東鑑さ、東鑑ふ、東鑑ら、東鑑ふ、東鑑處、東鑑し、東鑑と、東鑑也。八、東鑑月、東鑑十、東鑑八、東鑑日、東鑑景、東鑑盛、東鑑歸、東鑑る。重、東鑑廣、東鑑等、東鑑小、東鑑け、東鑑う、東鑑せ、東鑑く、東鑑ゆ、東鑑き、東鑑う、東鑑成、東鑑志、東鑑ら、東鑑う、東鑑事、東鑑を、東鑑申、東鑑す。景、東鑑盛、東鑑彼、東鑑女、東鑑事、東鑑小、東鑑さ、東鑑ら、東鑑て、東鑑恨、東鑑を、東鑑申、東鑑す。由、東鑑成、東鑑讒、東鑑す、東鑑は、

面本作向
今改之

續史餘論

卷六

七

者ありしハ、小笠原彌太郎、和田三郎比企三郎、
 中野五郎、細野四郎等、小仰て、景盛を誅せらる。一
 として、晚小及て、小笠原旗、成上て、藤九郎入道、蓮
 西の甘繩、其家に向ふ、鎌倉中の士先をあらそゆ。
 二位、尼盛、長宅、小仰て、工藤小次郎、成使と
 て、大將の勢、終ひ程なく、姫君又早世し、悲歎一人
 小ありし、其戦を好む、終ふ事、亂世に源也、就中
 景盛を頼朝、殊に憐む、其のたを、罪科あり
 尋む、其我もや、尋む成敗を尋む、其故を尋問
 定て後悔あり、其後、其故を尋問
 社をう、其後、其故を尋問

とありしハ、是、兵を、鎌倉中、其
 騷動、又、是、我、恐怖と、其、名、小、廣元、小、く
 あり、其、事、先、規、あり、其、所、ら、鳥羽院、其、御、寵、し
 の、祇園、女、御、小、源、仲宗、の、妻、あり、成、其、後、以、
 仲宗を、隱岐、國、小、流、さ、其、所、と、其、日、也、其、位
 殿、盛、長、の、宅、小、逗留、あり、其、野、心、あり、其、不、其、其、
 起、請、文、を、景、盛、に、其、野、心、あり、其、不、其、其、
 成、頼、家、小、參、ら、其、其、一、つ、い、て、小、海、内、其、守、成、忘
 其、政、道、に、倦、く、民、其、愁、を、知、り、其、其、聲、色、成、好、
 て、人、其、謗、を、顧、み、其、其、名、仕、あり、其、者、賢、才、小、非
 あり、其、多、く、其、其、輩、也、其、小、況、其、源、氏、乃、人、

は故殿に御一族北條ハ我親戚也。此ハ頼朝頻
小芳情を施し座右小招き多し然る小彼人々
に優賞れり刺皆實名成呼多し各恨るるす
る由り能前へあり詮を多し用意とし免
後入りし佐佐木三郎兵衛入道御使をり十
月廿五日結城七郎朝光御前侍より夢想告
ありて頼朝乃を免し人別一萬及の念佛成進
め忠臣二君事すといぬ我々故殿に厚恩を
蒙る身也といひし時御遺言此事ありし
出家と以後悔一りあり且今世上を見る
小薄氷成ふむといひし此人頼朝に近侍無

雙たりしは其懐舊成感ありて之を流し
るも景時より朝光の申す所成以て謙
由阿波局といふ女房廿七日に志らば朝
光義村の許小ゆきて之といふ義村義盛蓮西
等成招て相謀り廿八日小大名六十六人鶴岡に
廻廊小集り景時より年比に積悪成訴ふる状あり
せ一味此事成変ありしと誓ふ朝光の兄小山五
郎宗政ハ姓名をハ載り成と加判し及らば廣元
小就て奉らむとて義盛義村をちむふ十一月
十日義盛廣元といふ披露せさりしを怒りし
らら十二日廣元に成成るらむやうて景時小

下は終て是非を陳す一とありしに。十三日、子
 息親類等、器具して相州一宮、小下向を、三郎兵衛
 景茂このまゝとくまふ。十二月九日、小景時、鎌倉小
 歸る。十八日、景時、鎌倉、追出させ、その家を破却
 せらる。明志々、正治二年正月十九日、夜、景時、潛
 小下宮を出發此間城郭を構。明志、及日、亥、時、
 あり、駿河國清見、關、小、いたる、不、と、ち、的、射、て、歸
 らむとせし、小ゆきあひ、怪しと見し、一、箭、射、の
 けて、蘆原小次郎、工藤六郎、三澤小二郎、飯田五郎
 等、追ふ、景時、孤騎、して、返し、合とて、戦ふ、飯田等
 其人討ち、吉香小二郎、澁河次郎、船越三郎、矢部小

孤騎一本
在孤騎

二郎、馳加、此間、梶原三郎、兵衛、景茂、此間、戦て、互
 小、う、た、は、六郎、景國、七郎、景宗、八郎、景則、九郎、景連
 等、散、小、戦、ふ、當國、御家人、馳、集り、彼、兄弟、四人
 討ち、ぬ、景時、并、小、景季、九三、平次、左衛門、尉、景高、十三
 六、う、り、ろ、の、山、に、引、て、戦、ひ、し、る、字、は、神、一、後、死、骸
 あり、り、首、を、得、去、せ、一日、小、山、中、より、其、首、送、さ
 らし、得、て、三十三人、の、首、送、路、頭、小、ら、く、初、景時、在
 此、と、聞、え、て、時、政、廣、元、相、議、し、て、討、手、乃、軍、兵、送、差
 さ、神、一、と、既、小、討、ま、し、ら、は、發、向、に、及、ま、ぬ、景時
 無、て、駿河國、内、吉香小次郎、一、第、一、勇士、也、と、し
 上、洛、乃、日、彼、男、の、家、の、前、を、過、さ、ら、し、は、怖、畏、あ

浄字可疑

る。藤のらとといひし。果して吉香のた免にう
たれぬ。其後小山左衛門尉和田島山以下群集し
て雑談をす。澁谷次郎景時近邊の橋を引
て支ふ。藤のらに左右れく逐電し。途中にて討
れし事。経ては自稱し違へりといぬ。重忠と楚
忽小村こち。樋をほり橋成ひく。藤のらりて難治
歟。といひ。安藤右馬大夫右宗大覺院。昌山
殿。たが大名のそらひ也。橋成ひ。城を構ふ
る事。は。た。終。つ。た。也。近邊の小屋成橋の上
小にち。ち。ち。ち。火を。を。を。を。小。子。細。あ。ら。し。い
ふ。又小山左衛門尉乃第五郎宗政。八年来當家也。

武勇宗政小ありと自讃と。小。今度景時の威小
たう。れ。て。訴。状。小。判。形。成。加。へ。ら。れ。を。其。名。を。落。さ
れ。事。を。を。を。を。向。後。發。言。な。ら。う。藤。の。ら。とい
ひ。

按を多に。景時の讒論。その罪死ふ。あ。た。れ。り。之
小。加。ふ。ふ。反。謀。成。以。て。す。多。を。や。大。名。等。の。こ
を。を。訴。し。事。君。側。に。惡。成。掃。つ。む。と。を。の。謂。を
に。あ。ら。は。義。村。の。積。惡。定。て。羽。林。小。歸。し
奉。る。一。世。た。免。君。た。免。討。を。ん。あ。あ。何
へ。ら。す。然。れ。と。毛。弓。箭。の。勝負。を。決。ま。は。また
郡。國。に。亂。成。招。く。小。似。たり。といひ。事。深。謀。遠

慮ありといふ處一廣元十日成過るまで其事
 を披露をさししを思慮なきふあらし其心も
 一今彼等の申状ふらして景時成罪をら成を
 こ成ら成訴やむとあゆむらすはらん不於
 てを國家黨人の禍不堪されし彼等の怒乃
 ねらむ成待て景時して謝せしめむと思ひ
 一なるし一は成と事既ふらぬの如く衆怒當
 るへから矣時政執柄成上首として敢てこ成
 を決を成景時西奔の日不至りて忽不討手を
 さしむく成其姦計たる多し其心不思ふ所
 大名等の申状ふらして是成誅を成刑殺の權

こ成下ら成出は也必ず一罪を得ては成誅
 するに成はらふら成彼ら去不狂を
 てこ成成向す来不ら成て是成追ひ其進退成
 こ成めて叛しむひと成刑殺其下より出は
 をたもふのこもあらしをならぬ成彼成死地
 不しらん事成思ひ也一然らざるは彼
 一先鎌倉を去りし及いて速不其罪状成
 按し其舊功成議し其死を宥め父子悉を流刑
 不處をらるべき事不あらす也一命を受さ
 成むふ其時不是を誅せら成ん事をいふに
 及は成

正治三年即建仁元年也九月十八日、犬の獵飼日を定免
 て、毎日結番と一比企彌四郎番細野兵衛尉二番
 中野五郎三番木曾源太其月廿二日、御鞠乃會
 ありて、人々多く見證小候と此時頼家深々其
 中小江馬太郎泰時竊に中野五郎能成蹴鞠好むたり
 て、蹴鞠を幽玄に藝也、御賞翫に條庶幾する所也、
 さりながら去八月に大風小鶴、岡乃宮門顛倒、
 國土饑饉代憂ひを憂ふ、都より放遊に輩を
 召下され紀内所行景代上皇去廿日に變異され
 つねの事ならぬ廿日深更小月星乃尤驚思食さ
 る事あり、司天等小尋らば變異ならんハ、

ふは御遊小及む歎、貴客昵近の人也、事乃次
 を之以て諫申さば、憂事なす次やといひ、
 甘心に氣色あり、言ふを發と次、十月二日
 此夜、觀清法眼竊小泰時、許小来り、近習能成小
 仰きられ、事つふさに御聽し達せしに、父祖
 さしに、たき諷諫申され、此條御氣色小違ふのよ
 し、慥に御形勢小あらハ、此上を御所勞と稱
 して、暫く御在國あらん歎、さうく他人に上殘見
 不し、御氣色あるら旬月成經す、た、一旦此御
 事也といふ、泰時全く諷諫を申す小ハ、あらは意
 然たり、小所いさ、の近習に人小相談り、

り也。罪科小處せう社むふを在國よりかへらる次。但、急事ありて此曉を北條より下向をへし。構へて今此告小就て出るふ付あらは。御推察のふとハをけり。く存すとして、旅具箆笠をめし出りて見とら社を。はと領と娘。地風小損也。建仁二年六月廿五日、二位左御所小入り給ふ。御鞠會日比此事也。いと、行景等上足は藝伎見給ハさり。いと故とせ聞えし、其夕雨り。きて上下遺恨此事小思ひ。いとやうて晴てなり。潦水猶煩候なり。今小、壹岐判官知康来りてなり直垂帷等を解て其水をとゆ。人人興成催と申。其時より御鞠始り。員三

時連、義房、大佛、頼家、の、外、舅、大、修理、大、夫、相、摸、寸

百六、小、月、時、連、の、事、記、東、北、兵、の、御、所、小、勸、御、所、舞、女、徹、妙、め、さ、れ、て、舞、曲、あり、知、康、鼓、吹、役、小、候、す、酒、半、過、て、知、康、鉞、子、を、取、て、酒、残、北、條、五、郎、時、連、に、勸、む、知、康、酒、狂、に、餘、北、條、五、郎、を、容、儀、と、い、ひ、進、退、と、い、ひ、扱、群、と、い、ひ、川、へ、し、然、る、小、實、名、ハ、な、れ、た、下、劣、也、時、連、乃、連、の、字、を、錢、を、貫、と、い、ひ、義、興、貫、之、ハ、歌、仙、た、ま、さ、る、其、芳、燭、候、と、い、ひ、給、ふ、歟、と、い、ひ、然、る、と、い、ひ、し、ら、ハ、頼、家、と、や、く、名、改、め、し、仰、を、社、を、承、り、ぬ、と、そ、申、奉、候、廿、六、日、二、位、左、御、所、小、歸、り、ま、い、し、ら、昨、日、に、儀、興、あり、小、似、た、社、と、申、知、康、あ、ら、ま、い、其、以、奇、怪、也、伊、豫、守

義仲法住寺殿攻られた。卿相雲客耻辱不及
事其源ハ知康ハ凶害に起リ。又義經朝臣に
同意して關東を謀社リ。先人殊小憤り多ひて解
官追放セラふハ由殘奏シ。然々小彼先
非を忘れテ。眩近残ゆる事。亡君此御本意
小々む々定として心よからず。三年正月二日。若君
一幡殿鶴ハ岡小奉幣ありて神馬二匹引き御
神樂行ハ。小神巫女小うり多ひて。今年此
中關東に事ある至。若君家督をばくへらら
岸上此樹其根多ては枯ふ。人人小此残之ら
下之ら元梢を恃み。ゆるとのを。此年六月。伊

豆乃奥狩小和田平太胤長を伊東ハ崎の洞小入
是を社ト富士狩く。仁田四郎忠常を
入穴小入社ら。同日廿三日。八田知家小仰きて
河野法橋全成。下野國小。頼家の叔父。時政
川。五月謀反の聞ハあり。故小生捕て常陸
條國小流。殺さ。也。系同。建保中北
門等誅命金窟右衛門。七月廿日。俄小病惱事あり
て。既小危。見之。程小八月廿日。關西三十八個
國。地頭職。茂舎第千幡。關東二十八個國。地頭并
総守護職を長子。幡小讓らる。一とあり。三
九月二日。能員そ乃娘。頼家。一幡の母也。を以
て。家督外。地頭職。茂分たふ。威權二川小分

廣元其議
小與らさ

是て争ひ出来ん事疑ふ處らら次子孫ため弟乃
 ち免静謐に御するら似た社と亂成招く基
 也。時政の一族世にあらんる家督世を奪ハ
 せんとも以異議あらいとひいハ。頼家驚き
 能員茂枕もとに免して。時政をうたねへさし
 を仰英二位尼障子成隔て此より成聞て女房
 て時政成尋ら社ハ佛事を修する事ありて名
 越不歸社りと聞えハ。此より成書て女
 送ら社ハ道よりてむいほりて参らる。時政と
 思案して廣元らもとに行て其由成うたりて
 此上も能員を討るへさその歎といひハ。廣元

時政
 詐謀を
 知る故
 承久の時
 廣元其議
 小與らさ

某故將軍社御時より御政道をきりくる社號あ
 社とて兵法小於て是非成辨へて誅戮社事小
 社ありて御心よあふ。魚ハと替々子。時政座成
 ありて歸る。天野民部入道蓮景。仁田四郎忠常
 供不あり。荏柄社前より馬成扣て彼等小向ひ。能
 員謀反とす。今日に社を誅しむ。人の討手たる
 蓮景兵を起し。小及ハす。御前小
 免してうたふ。小彼老翁何事の何らむといふ。家
 歸りて又廣元成まはく。廣元思慮乃氣色あり
 といふ。向ふ家人等多々供とんとせし。成思
 所ありとて皆々免置て。飯富源太宗長こ

利我具矣。路次にて竊に宗長小いひし。世のありさほもいと怖畏す。重事ハ今朝既小議ヒられ。然れ小又某我を祿らふ事心得す。不慮死事あらん。汝まつ我を害す。て名越小至る。時政對面や久し。此間宗長廣元後小候して座をこら次。午乃時許小廣元退出す。時政藥師乃像我供養す。桑上律師我導師と。尼御臺に結縁を免入り。聞ゆ時政藤五郎に能員許小宿願小。佛像供養儀あり。來り終ふ。休むの。休むに雜事申談し申す。といひやは。早々隙

參りてと答へり。藤五郎歸る能員の子息親族諫て左右をゆさむ。ふらぬ。家子郎等等に物具とて具をら。といふもあり。能員を此事ゆ免く。然る。とてゆく。時政甲冑。中野四郎市河別當五郎小弓箭を帶と。免て。兩方小門小。蓮景忠常を腹卷着て西南脇戸の内あり。能員平禮小白水干葛袴着て黒馬小乗り。郎從二人雜色五人具して門小入る。郎從脱小上り妻戸殘通り北面小參らむ。蓮景忠常造合此邊小をちむ。能員を左右に手残とり山本

小引すくへて首をさす。下人等歸りてらくといひしをも一族郎従一幡殿に御館小御所といふ小引こもあさる未だ時をり小二位居に仰成りあてがれらを追討あさしとて兵伐さしむく能員の子比企三郎同四郎同五郎伐始として一族郎等命をすて戦ひしは寄手兵多き疵をうむちて引退く畠山二郎重忠入らかりて攻戦ひし小やふらきて御館小火残り多皆若君の前よりて自害しをれ多一幡殿を言を移ふ能員嫡子餘一兵衛尉女に姿を假りて落行伐加藤次景廉うちとりぬ夜小入て澁川刑部丞伐誅を能員

ら舅にれも也明きハ三川其餘黨をさうし求て或ハ流し或ハ誅し其妻妾并小二歳に男子伐はゆりり小就て義盛小預られて安房國へ流さす四日に小笠原彌太郎中野五郎細野兵衛尉等を禁獄をこれ能員の外孫たり此時嶋津左衛門尉忠久を大隅薩摩日向等に守護職伐收公せらふ同五日頼家死病少しく心地よくて若君能員等の事を聞てその憤不堪を時政を誅をさき由和田義盛仁田忠常小仰矣堀藤次親家御使たり義盛深く思慮して彼御書伐時政小みさしるを時政やうて御使をとらへ工藤小次郎行光し

さらきとまき、頼家いよくやあうらぬ事、おたの
 ひ後へり。六日、お晩つゝた。時政、仁田を名越、お館
 よめして、能員追討、乃賞を行へ、おんととて、忠常の
 参りし後、日之、おし、らとて、お出を、舍人、お男、何や
 し、み、馬引、て、歸れり。舍弟、五郎、六郎、等、忠常、の、時
 政、追討、お仰を、承りし、事、何ら、おれ、て、既に、うた、お
 小、お、と、お、い、て、義、時、の、許、お、れ、し、ら、を、義、時、を
 二位、殿、お、参り、て、家、に、あ、ら、す。家人、等、お、せ、さ、戦、ひ
 一、お、ら、に、五、郎、を、う、た、お、ぬ。六、郎、臺、所、お、亂、入、て、火
 を、放、ら、し、ら、ぬ。お、れ、見、て、御、家人、等、馳、あ、つ、ま、成、
 忠、常、は、名、越、お、出、り、家、お、歸、る、に、此、う、を、途、中、に

て、聞、し、ら、は、命、お、す、の、後、し、ら、御、所、お、参、れ
 る、所、お、景、庵、お、為、お、討、た、ぬ。七日、お、頼、家、出、家、す。
 位、お、尼、の、も、う、ら、ひ、と、聞、し、ら、し、ら、日、時、政、廣、元、相
 議、し、て、廿、九、日、頼、家、を、伊、豆、乃、國、修、禪、寺、お、下、向、さ
 し、む

按、す、ま、に、此、企、判、官、の、討、お、し、事、悉、く、皆、時、政、の
 詐、謀、お、出、た、り。頼、家、お、長、子、亂、兵、お、中、お、殺、さ、お、れ、
 頼、家、又、お、ま、お、り、て、弑、さ、ら、ぬ。頼、家、の、第、二、子
 其、仇、を、報、ん、し、ぬ。に、實、朝、お、殺、し、て、頼、朝、乃、子、孫
 つ、井、お、絶、た、り。さ、お、れ、其、禍、根、皆、お、し、ら、萌、さ、利、
 よ、く、其、罪、お、論、さ、ら、ぬ。事、よ、や、時、政、の、姦、智、天

下をさうち譲れ。亂本を事成知らはらむ
 や。頼家の病小くる。みて人事を省ささ。隙
 小乗し。二位死左を欺誑して。頼家の命成矯て
 らくをさか。此れを頼家病乃間ふ。くくと
 聞て其怒不堪矣。例のろく。を躁。き本性
 を。我病愈んと。まらて。事沙汰す。一
 な。いひ。を。二位。居心。を。事。に。た。ひ。て。時
 政。小。告。し。を。多。し。時。政。や。う。て。廣。元。と。議。と。
 の。と。の。ま。も。其。計。謀。成。た。り。は。ろ。事。小。の
 け。ら。然。る。を。又。時。政。己。の。家。小。ひ。て。時。移
 り。ま。て。相。對。し。て。歸。り。此。人。故。將。軍。代。と。り

東方の倚頼なり。は。う。れ。も。又。謀。を。同。く。と
 一。由。を。二。位。居。小。を。た。も。せ。世。に。人。小。を。信。せ
 一。ゆ。ん。の。を。免。也。此。を。對。面。や。久。し。と。な。か
 糸。見。え。て。事。成。議。せ。し。と。を。聞。え。は。況。や。宗。長。其
 座。に。あ。り。し。を。や。又。能。員。頼。家。死。あ。と。ま。う。を。讓
 ら。ん。と。二。位。殿。時。政。等。申。定。免。し。を。憤。れ。る。は。一
 定。な。ゆ。一。時。政。を。う。た。ん。と。い。ふ。一。か。ら。次。
 名。越。小。ゆ。り。あ。り。さ。ま。更。小。異。謀。あ。る。ま。の。小
 阿。ら。す。ま。た。頼。家。死。忠。常。に。仰。を。て。時。政。を。討。れ
 人。と。き。し。を。心。得。矣。ゆ。き。し。時。政。の。を。免。に。判
 官。討。し。その。に。ら。ふ。大。事。を。命。を。ら。る。一。や

ととくさる事ありと云。當時其使承り親家
 以うて其由を申きて有。一時政頼家怒不
 あひて其罪残忠常不嫁してうちなり。よく
 て頼家とは欺しと。世此人を欺く辱らさ
 社を、よく披露を、をり残ま、に記して北條
 か地残なき、文辭也。さきと頼家乃愠猶甚
 りり、おは世不た、さんよ、御志のそのも
 出来ぬ、思危し、二位の臣勸て入道
 させ、又廣元と相議、里に鎌倉中にた、さん
 と然るへ、のら、申、な、い、ひて、伊豆に國
 遷し、遂に社を殺し、世は病にて失ら社

と披露せしと。たの川、ら其死せし、ま
 知ふ人ありし、は、彼子息等恨残なく、み、ま
 理也。時政は頼朝に託せし、所、さむ、さ
 む、頼家、非器を、残知ら、る、社、残、廢
 て實朝して家は、とたらむ、古、社、櫻、貴、戚
 臣、を、い、ふ、もの、ふ、り、所、あら、ま、て
 頼家の病、危、臨、し、を、や、奉、朝、ふ、り、例、を
 多、ふ、事、を、社、を、實朝して其跡を、さ、て、一
 幡、残、を、て、實朝、に、よ、り、き、と、定、免、たら、ま、し、は
 其禍、を、ね、と、ま、て、ふ、ま、あ、ら、し、時政、う、この、ち
 又實朝を、さ、り、る、は、んと謀り、を、と、引、合、せ

て其詐謀をたふさぐにあらざらぬ。すてう、
不禍を貽せしむるに賴朝親しき一族を猜し疑
て、ひきすらふ其妻を黨をきのみとせしむるに
ふよき心也。かくりふ事は古聖人の禮なる。子
成立次して孫を孝つと見えたり。はらはしと
一賴家父小先たちてう勢、賴朝のち小うきら
るゝと、も一幡成きて、よ川とを、さ事に
やまして賴家正嫡もて世を治ふと五年、其子
の跡をはくへ、事禮小たふて正しとそい
ふふき、されと此時時政外祖の權勢ある事年
久して能員の礼小比量とく、ららぬ。そ一幡

して家つらきをむらむよを中く世の人の猜疑
たふして家安らるるに、賴朝の親戚の時政
と共小其後事成託せしむるありて、世乃倚賴
たらん人ありなむも、古の禮のときを行ハ
れぬふし、又國成分ちしたふう、ふを、社あ
り、ましてや實朝小の之讓わあたへるは、能員
以うて其憤小堪へきと、いふ事ありぬへけ
ま、と、志うはあらぬ。たと、此時にみき社なを
と、此定れとくならむよ、必其世をみた社
成ふし、時政をその事成たも、いふや、東國の
地頭職を一幡もゆつらと、を、社故を東國

之皆時政の年比を以て輩多し。能員を以て
 事ありとて、いりて舊好を忘るべきとわもひ
 しの故なり。此を以てして小其御家人と定むる
 上も、その中志あるものなとふべき。さ
 らば其禍殊に深るるに、實朝既小其君と
 定むるに、能員の微力いりて一臂を振ひ
 て世をたす事能ふべき。能員うたむ
 一日、その黨類を以て見たり。其微勢
 なきを知り、その微勢なきを以て能員の蓄
 謀あるに、此度能亂小よりて、賴朝乃らとら

社一様。玉海不見えし所を疑ひ、朝政を亂
 さざりて身ゆるる事候らるるに、たもひ
 小教ほとならば、以ては家乃事沙汰した
 ら社さらむ。たもひ、賴家事故なく、世を保つ
 事年久しき、實朝いりて、實朝いりて、實朝
 應き事よや。此等事尤遺誠有べき也。廣
 元善信等の如きを承り置べき事を、たもひ、
 沙汰能聞へざる事は、其うを以て、世
 小い傳ふる事能く明らるるならぬ。たもひ、
 りしや。但し遺誠のありしや。是を用ゆる
 人たもひ、たもひ。賴朝乃ら社一時、實朝既小
 七歳なりき。又按ずる小、賴

朝高山重忠小後を託せら實朝八賴朝第二子建仁三年九月為關東長者叙
 從五位下征夷大將軍十歲十月右兵衛佐元久元年
 正月從五位上三月右近衛少將同二年正月叙正
 五位下兼加賀介任右近衛權中將建永元年二月
 從四位下承元元年正月從四位上同二年十二月
 正四位下三年四月從三位建曆元年正月正三位
 兼美作權守二年十二月從二位建保元年二月正
 二位四年六月權中納言七月左近衛中將六年正
 月權中納言三月左近衛大將十月內大臣十二月
 右大臣承元元年正月廿七日被弒廿八歲

賴家伊豆國小至利二位尼實朝小文一て繼後徒
 然不堪其此近習さもの參事を許さし依
 へ又安達右衛門尉景盛を申請て勳發成加ふ
 へと申ふ所望を條々然ら其上此後
 書成通とらるへらと云ふ使を三浦義村に
 義村歸參りて彼閑居を體をつふに申さ
 九日小關東公國并小相摸伊豆等百姓を當年乃
 貢を減去是御代始とれる民戸を休めらん為
 也と元久元年正月十二日御讀書始經相摸權
 守仲章為侍讀是より恒例也六月十八日賴家卒卅

或作業

歳時小實朝僅 十月坊門前大納言信清女御臺
所小むるへんとて御迎に武士等上洛按ずる小
小懲り外戚の權勢をらむ政能員 十一月四
公家より御臺所御迎になる 爲小 十一月四
日京に守護武藏前司朝雅の家にて酒宴あり
小亭主と畠山六郎重保と爭論乃事ありしを會
合に輩に和せしむ二年四月十一日鎌倉中
靜たからに近國に輩群參して兵具をととのふ不
由聞ゆ又稻毛三郎重成入道日比藝居して武藏
小あり道に乃時政是代はいひしを從類をるを
參祀りの志といひに祀りしを人にも代に惟しむ
五月三日仰ふより郡參に輩大半歸國を六月

廿日畠山六郎重保武藏より參るに稻毛の
不たからの志に廿一日牧御方たのの娘の夫朝雅と
重保の孝免に惡口せられを憤り重忠父子
代討ふさしを望む時政此より義時時房二
人小いひしを彼等聞て重忠治承より以來忠
直を專にとしり賴朝其志代監より後亂代護
戸いより御遺言ありし人也さ比
賴家乃御方にありながら能員の兵をやふら
に社父子の禮を重むるの故也重忠は時然る
小今何事ありて叛謀あるを度く此勳功代
棄てて楚忽小誅戮あらん小と定て後悔あり

たふ、暫時其命を惜おぼふ似たり。うねてはまた陰謀あるに似たりき。是後車に戒也とて歸りて、うて安達、景盛先陣、小進まにさるま。七主騎重忠、小二郎して戦いむ。みうた多と討きて勝負いまた決さ。次、中乃刺あふ及て愛甲三郎季隆あ、矢あふ中りて重忠終おうたる。二四十歳重秀并小郎後等自害しぬ。廿三歳、母を右衛門尉速元あ、母重忠、前妻死したるあや。廿三日未時、義時以下歸り参りし。小时政戦い事、義時問ふ。義時重忠の舎弟親族大略他方にあり。相隨ふ所、兵百餘輩。さうは謀反乃事とて、ふらりと也。もい謔口の為小誅戮しあひしや。其首を見しらしに、年

比此事思出さ終て、悲涙不堪し候いさといふ。時政更に辭をし。酉時しなり。小鎌倉中又騒動を、稻毛入道并に子息小二郎重政、榛谷四郎重朝、其子太郎重季、次郎季重うたぬ。是三浦義村うらぬ思慮を廻したるありて討し也。重忠うらぬ事ハ、重成法師の謀りしりしてなり。牧御方の申をしし旨しりりて、时政うにいくといひしは、忽し親族を好して變じて、鎌倉に兵起りぬと。おのの子を重忠の許に使して、路次を討し也。人人悲歎をしといふ事なり。按はるる小时政又稻毛をころして、重忠を殺す

一罪戾彼小嫁す。その仁田戾殺して能員を討一罪を嫁さし事。まゝく信をらまや

閏七月十九日。時政俄小出家を。初頼家を出家せ

し。の實朝をよけきとせし日。去年九月十二位此日此事也

尼此許り。時政の館小り。阿波局同輿に

參る。泰時江馬太郎義村等輿寄小參り。幾程なく阿

波局二位此居小。あて。若君遠州に御

亭小。よさむ事然るへ。つら。牧御方

此體戾見るに。事た。其中に害心をさしは

さ免り。御傅女小頼さ。定免て僻事出来

む歟といひ。か祿て思を所止とて。政村

僻本作勝
今改之

江馬四郎義村朝光等。迎とら。時政周章大

ならぬ。駿河局。是を謝さ。此は。御

方。朝雅戾。將軍。實朝戾

う。長沼五郎宗政。結城七郎朝光。三浦兵

衛尉義村。平九郎胤義。天野六郎政景等。實朝

戾迎へて。義時。家小入る。時政の召集。御家

人等皆義時。許小向ひて。實朝戾守護。御家

實朝此時。此日。時政。入道。て

八。明。廿日辰。時政入道伊豆國北條小下

向。同廿六日。右衛門權佐朝雅京都。て

向。同廿六日。右衛門權佐朝雅京都。て

佐佐木三郎兵衛尉盛綱。後藤左衛門尉基清等戰功あり

按ずる小朝雅源氏新羅三郎義光小出川父義信義朝平治に難し隨ひ頼朝に起るに及びて一族の上首たる朝雅父に代りて武蔵守に任す。時政牧御方らうめ給女成以てられり妻とす。これを愛す。此事諸婿小由京師守護乃長とて右衛門佐從五位下昇殿成ゆるさる。加此を頼義に後胤たき。鎌倉殿と尊卑をいふ。いひし朝雅時政を惑ひけり。あといふ。時政後妻小由は世を亂らんとす。朝一夕の故

小由ある。らら。頼家に病急なる。小臨て其男成失ひ。また頼家成に殺す。事實朝にた免に計る。よは非を。其後一幡を失ひ。時政小十日のほど。又實朝成に謀らんとす。一幡をとり。其外祖に故也といふ。むし。實朝成に謀り。ハ。此誰の故や。又重忠を殺す。事。の。時政の女婿たりといえ。其。人忠直に。し。川其武勇天下小雙なり。時政の姦謀。小。之。を。ん。その。小。あ。らす。又。頼。朝。乃。遺。誡。を。う。ち。て。其。孤。小。二。心。な。し。成。失。ひ。事。ハ。實。朝。の。羽。翼。を。そ。く。奪。ま。り。免。也。稻。毛。重。成。も。又。時。政。

女婚也。其時或死。或後妻。其生也。所小あらむ。時政の死を見る事。愛女の婚成見たる如く。小非也。此後八月十日。守都宮彌三郎頼綱謀反。此事ありて。既小討手を定めらる。に。いさ出家して。自ら義時の許。小馳来て。陳謝して。其事を止む。彼を又時政の婚也。そ。く。その時政。同意は。聞え。も。や。も。時政を。其志成得。其子孫。如きも。其死成の。頼家父子。乃事。い。ふ。ふ。思ふ。

鶴岡別當尊暁の弟子として。今日彼本坊。た。ら。る。元久三年。六月十六日。善哉着袴。十月廿日。實朝の猶子と。と。ら。依。二。位。左。乃。も。か。ら。ひ。也。承元四年。十一月廿一日。駿河國建福寺。鎮守馬鳴大明神。小兒。小託。して。酉年。可。合。戰。之。由。成。示。さ。る。占。あ。る。と。沙汰。あり。に。實朝。廿一日。暁。合。戰。乃。事。と。夢。み。し。小。今。こ。の。告。成。得。たり。虚夢。あ。ら。は。占。ふ。一。ら。す。と。い。ひ。て。彼。社。小。太。刀。成。納。ら。る。同。五。年。九。月。廿。一。日。禪。師。暁。登。壇。受。戒。せ。し。め。上。洛。實朝。供。侍。五。人。と。そ。一。ら。依。猶。子。な。る。故。也。十月。鴨。長。明。雅。經。を。擧。げ。て。下。向。實朝。小。遇。ふ。事。度。

度也。十三日ハ頼朝乃忌日とて、法華堂小参りつ。
草も木も靡き、秋の霜消てむなしく、苔をそ
らふ山風

親平ハ源
満快の子

建曆三年酉二月十五日、千葉介成胤、信濃國住人
青栗七郎弟阿静房安念、茂捕つて義時小送る。是
を叛人此中使たり。十六日、彼法師の白状より、叛
人等所よりて生捕らる。其中和田四郎左衛門尉
義直、同六郎兵衛尉義重、同平太胤長等、其餘信濃
下總の御家人等、張本百三十餘人、伴類二百人、小
及ふといふ。國小仰きて、其身茂名進むる。由
と沙汰をらる。と社々信濃國住人泉小二郎親平

満國の後

去年、御謀及、故左衛門督殿の息尾張中務
源養君を大將軍と仰て、義時茂名進むる。と社々
一味を輩たり、囚人の中園田七郎成朝、十八日
に夜預人の家をのりこいて、祈禱の僧、敬音の坊
小向いて、日比乃事茂の名、坊らいて、く、叛逆は罪
おらふ。屋らら夫、一旦の如、社出とて、安堵の事終
小かたふ、う、社を、はやく出家らる。屋らいて、いふ。
成朝與力に事勿論也。古の名將、其難茂遁れ、あ
れ、そ、素懐とて、あ、は、所存なきにあら夫、就中
年来受領に志あり、い、て、頭た、茂、く、とて、數
盃、社後、逐電すといふ。實朝此ら、を尋ら社らふ。

僧ありし事とも申さるる。受領所望の志の事
感し多いて早く尋出さる。恩赦有へしと仰あ
り。又廿五日小囚人澁河刑部六郎兼守明朝誅を
らふへしと聞て十首の歌よみて荏柄の神に
む。工藤藤三祐高去夜參籠し今朝退出さる。彼
歌取て参らる。は感し多いて其罪宥有ら
る。廿七日叛人等多くは配流。三月二日親平建橋
小かく社居し。聞えて工藤十郎して召さる
に。親平工藤并に郎從數人殺斬て逐電す。八日。鎌
倉兵起の由國國小聞えて馳集るもの數をたら
し。義盛此時上總伊比莊にありし。馳集り。今日

參上御對面、その時、孫亦累日に戦功を陳て、子
息義直義重の事、成愁ふ。今更御感ありて、父の勲
勞に、自らて無く、罪を赦さば、九日義盛一族九
十八人、成具して參上。胤長、この事を申謝せむと、此
事、廣元申せたり。胤長、此事乃張本に、此を赦
さむ。預人金窪兵衛尉行親、手取り山城判官
行村、方小名渡さば、禁遏す。義時、仰成
傳て、胤長を面縛して一族を前成渡して、さきと
らむ。十九日胤長陸奥岩瀬郡小流さば、十九日
の夜庚申を守らふ。しとて御會あり。夜半に
及いて甲兵五十と有り。義盛、館邊に徘徊す。

亦まは横山右馬、允時兼義盛の許小きた社也。
 伊賀守朝光申し止りしは、御用心に問勝會を
 止らる。廿五日、胤長屋地荏柄前よりあり、御所小近
 々社を人々に社を望む。今日義盛五條局に就て
 愁申を故將軍に御時より、一族乃領所收公の後
 他人小仰ら社を、彼地宿直伺候の便あり、給るを
 一と云、忽小達しおれを、殊小喜悅に思成をせ
 り。四月二日、義時胤長に屋地を賜り、行親忠家
 小召り、義盛に代官に逐出したり。七日、女房等
 をめさせ、御酒宴の時、山内左衛門尉、筑後四郎兵
 衛尉等、屏中門乃砌、伐徘徊と一を、簾中より見送

いた縁小名社盃酒を賜ふ。二人とも小命張た
 事近うしん歟。一人は御敵、一人は御所よりあり
 小中仰をせり。二人怖畏乃氣けりて、盃伐懐小
 して早々出川。十五日、和田新兵衛尉朝盛を寵臣
 として、常盛其等倫々、義盛に籠居とし、小より
 て、社も引籠りて、浄邊僧都小佛道乃要旨伐受
 今夕出家をむとせしは、御所より参ふ、實朝
 月小對して歌に御會ありて、女房數輩さふらひ
 して、朝盛参りて、倭歌伐奉付、御感度となりき。此
 程出仕たりし事と申す、實朝數個所、地頭職
 と一紙小載として手つらら賜ふ、朝盛退出してす

く小僧都の許小僧を入道し。實阿彌陀佛と號して都代さしてのち、郎等二人小童一人供女。義盛驚き尋しに。通致書有り。一族と共に君代射るらう。又君小随ひて父祖小敵す。こらるるて無為小入らむ。この事をのち義盛大小怒り。四郎左衛門尉義直して追ひ。駿河國于越に追つて具し。歸ふ。義盛對面して憤伐くらひ。やうて黒衣みま。うて參る。小ま。た。の。ち。也。廿四日。義盛年比歸依の僧伊勢の人尊道坊あり。人恠しむ。是をまふとは太神宮祈請の事ある故也。とて。鎌倉中に。この驗あり。廿七日。宮内兵衛尉公

氏御使し。義盛の家小む。う。ひ。用意此事あるの聞ふ。其の實否。成尋ゆらふ。侍入。て。寮内。と。造小暫く。して。義盛出。て。寝所。う。侍。小。来。る。と。造會。成。飛。ゆ。ふ。時。え。か。し。ぬ。あ。お。川。義盛年来。此。勲功と語りて。は。う。小。謀。及。終心。を。さ。り。申。す。辭終りて。子息等以下。乃。勇士。列座。して。兵具。成。と。の。置。り。公。氏。此。し。を。申。す。義。時。在。鎌。倉。此。御家人等。成。御所。小。め。す。義盛。の。謀。及。已。小。決。さ。ふ。ら。た。い。また。甲。冑。と。ハ。着。ら。れ。を。晚。ら。た。刑。部。丞。忠。季。成。御使。も。て。世。を。と。ら。ふ。と。聞。え。あり。て。驚。き。強。ふ。所。也。ま。川。蜂。起。を。や。え。て。思。義。成。待。屋。し。

と也。義盛上らおねりて恨を存と次。義時の所為傍
 若無く乃間子細を尋承らむため致向とんと近
 日若輩等ひそう小群議しるに歎。義盛諫れとも一
 切に拘らるを既に同心し訖し此上を力に不及しをも切
 申す五月二日筑後左衛門尉朝重義盛の隣家に
 り。義盛の家小軍兵を集るを見て廣元の許に
 告ぐをりふし酒宴してく多く座におりに廣
 元獨座に残ちて御所に参る。三浦平六左衛門尉
 義村九郎右衛門尉亂義兄弟義盛と盟し北門に残
 警固し座しといひ合しといひ忽し小心を變じて義
 時もといふに、義盛もといふに發兵しといふにははく

義時圍み碁に會しるに驚く色をなく。去りて目算
 を加へて後を見え海を残し立し帽子を改め水干
 して御所に参り義盛今日兵を起しては北門にははく
 申す御所に警衛をせし二位に尼
 弁に御臺を北門に鶴岡別當坊に入りては
 らし申す刻に義盛百五十に兵を残し三つ御所に
 南門と西北の兩門に圍み義時の家を攻む義時
 留守に兵をせし戦ひ討ふその多し酉時に遂
 小御所の四面に圍みて義秀總門を破り南庭に
 亂れ入りて御家人等刺し火を放ちては
 屋舎を悉くやり出ぬ實朝法華堂にのり義時

廣元御供を、義秀不向ふ者たをふ所の何ら其
 其中に高井三郎兵衛尉重茂義秀とくを、遂
 尔うたれ共、足利三郎義氏、鎧袖引切られ、
 免るる曉不及い義盛の兵戦疲て、前濱に邊不退
 く、相横修理亮泰時、足利義氏等勝不乗して戦ふ。
 三日小雨ふりて、義盛の兵糧を絶ら馬疲る。寅時
 かりに横山右馬、先時兼一族乃兵仗具して腰
 越尔至は、藁笠ぬき、義盛不馳加ひ、彼是
 三千騎をりて、御家人等依追り、辰時曾我中
 村二宮河村、武蔵大路稻村、崎不馳集る。法
 華堂より召事れとも、疑て左右なく參らる。御教

書に御判して召れ、又千葉介成胤一
 族具して參り、御書依近國不下され、兵仗免る
 於、義時廣元連署に上御判依載られ、やうて多
 勢依濱乃手にむ事ら、義盛御所依罷んと、事
 進とも、大路く塞り、由比、濱并尔若宮大路
 して戦ひ時を移る。土屋大學、助義清、古郡左衛門
 尉保忠、朝比奈三郎義秀三騎、轡を並て戦ふ。こ
 うた追散さる、と度、不及ふ。泰時小代、八郎行
 平、依使として、多勢に頼あれ、その凶徒やふま不
 たし、重て賢慮を先くら、依不危といひ、は、
 實頼大尔驚く、は、所不、義清流矢、依免る

此和田四郎左衛門尉義直七討此其後義盛
六十五郎兵衛尉義重四六郎兵衛尉義信八七郎
秀盛五十四人を討ちぬ義秀海濱不出て其勢五百
騎船六艘小より乗て安房國小赴く新左衛門尉
常盛四十新兵衛入道朝盛古郡左衛門尉山内千
二郎左衛門尉岡崎余一左衛門尉横山右馬允六
人八行方志此後亦常盛父子古郡八自害し其
餘を捕れて誅せり討取る所横山人人廿人土
屋人人十人山内人人廿人毛利人人十人鎌倉人
人十三人其餘廿三人凡百五十人和田父子也生捕
廿七人小者郎等首數二百廿四除之多々討此御

家人五十人、手負千餘人、
東鑑を按む多小、去二年建曆十二月義盛亦上
總國司舉任乃申状、此還し終らぬ事由、廣元亦
いひし事、上御よりいひ、此成輕む事、此由
を記す、此志と明る年、此正月、此彼子息等頻
小恩寵を予け、其六月義盛の家に入終り、此
倭漢將軍影十二鋪を奉る、八月伊賀前司朝
光と義盛八北面三間所小候を、此
近習壯士を撰ひ結番を、此免らぬ、此所を此
やう乃兩人宿老たり、此故古き物語、此聞召
んを、此小加へらぬ、此其後此年二月子息等并に

讀史餘論 卷六

胤長の反謀ありて聞えし子息等は罪赦ら
 社胤長并小餘黨等皆配流とら心胤長の屋
 地こゝめを移ハる屋と聞えしに後義時
 小孫とて義盛此事成憤りて出仕を止む其孫
 能朝盛を引籠りし出家心はさく御暇乞
 のをめり出仕せし小數個所乃地頭職代給て
 其後出家を代もやうて召仕せしと見え
 たり。うきこ世をあらむ見る亦實朝の世に父
 子をはたのもしをその小思ひをたし義時
 疑猜しつゝ終不勢を沮すを義盛の兵起
 たり偏小其君を為成謀りし也決定反謀小を

あらむ或は實朝の密旨成受し小ややいふ人
 あり世人もその思ひをたし同意するも多
 之其時不臨くは曾我河村のものとて疑
 ひしと見ゆ抑こ世ら何事成ら疑ふへし思ふ
 小義盛の兵實朝の密旨を受けり起り小や
 こ疑へる也。こ世ら義時やうて御判を申し請
 て彼等成召す。うきら御判を見て召しは應
 じたり。義盛の志遂さる。義時と實朝は挾
 み義盛を移れ向ひて戦ひし故也。義盛そ
 の祓て其事をたもさ致小をあらむと見え
 たり。こ世ら義時廣元等許小賓客會合とて成

ううひて、速小兵伐發し、其義時の家を攻
 免。御所を四面に圍みて、實朝を戦陣小とち參
 らせむと謀り也。其時小親しき一族より北
 門を守るべしと約し、義村を亂義心變りしを
 社に、義時御所に入心事を得て、實朝をもと
 得さるるは、義盛の不運小あらは。實朝は
 不幸也。されど實朝を彼ら忠謀をたもひ、終に
 見えて、其年十二月自ら壽福寺小詣りて、
 義盛の所を吊り、社に、見えたり。又義村を亂
 義一族とて盟小背り、義時を亡し、社に
 と。亂義の義時を恨み、身を亡し、義村の子

泰村又義時の曾孫時頼をたんに殺さむと、
 天に報應誤らむといふ屋に、
 八月十八日、其子時、實頼南面不出。燈消え人定
 あり、月小對して獨詠を、其時、
 人前庭を走り過り、頻りに問ひ、
 門外に至るころ、
 あり、建保二年十一月十三日、和田土屋に餘類
 京より頼家の子禪師といふを、
 えて、廣元在京の家人より、
 罷ひし、禪師自害し、餘黨も、
 日入道遠江守後五位下平時政に、
 死す。

是は言と
託してそ
の忠魂
慰らと

腫物成患てなり。十二月廿五日。俄小佛事あり。
行勇律師導師たり。此實朝昨夜義盛以下御前
小群參りて夢見られし故也。四年六月八日。陳和
卿來り。是を東大寺佛像を造るに命ぜられたり也。彼寺供
養乃日。賴朝ふは謁せ。實賴權化に再誕に由申
して謁見と請ひしといふ。十五日。實賴不見參り
て三拜し涕泣をいそぐ。君を宋國育王に長老に
後身。我はその門弟に後身たりと。去る建曆元年。
六月三日。此時に夢に高僧一人成見ふ。其僧のい
ひし所不如此。敢て辭しそ出さず。翌日に。六年に
後。和卿に申す所不符合をとりて。信仰乃外他を

九月十八日。實賴大將の時。義時廣元を招て。右大
將家の官位に事宣下あまじ。つれ小辭し多し。
是佳運を後亂に及ぶにめんとの事也。今三十小
を満終に候。御昇進をなすは速也。御家人等も面
面に補任成望む。過分といふ。義時うらやま
申すも。還て其誠成蒙る。たこををと申すは
ぬ。いふ。廣元日比此事を存すといふ。是とて。右大
將家乃御時を事毎小御下向あり。當時に儀を
事終る心小存す候なり也。今う。仰成承る
事尤大幸也。臣量已受職と見えたり。今先君に
跡成継ぐふなり也。させば勲功を留し。乃さ次

諸國を管領し終ふのこふ所ら女中納言中将小
 上り終ふ。攝關の子弟ふあらまして凡人小たお
 てハ此儀あるよりらす。ゆうて嬰害積殃のふた
 つ残のるは終るん。まや之御使と申試をいと
 いひて。廿日尔廣元らくと申去。御子孫に繁榮を
 祈るは終る。當官に辭してた。征夷將軍と
 て。高年に及て大將と無ふ。まや之歎と申す。實賴
 諫申まるところ悦ひぬ。ゆきと源氏正統此時小縮
 り畢りぬ。子孫相継るら次。あまて尔官職に
 帶。家名を擧むとたふのこ也。とあり。ふは
 廣元辭をまして退出して。義時ふらくと以ふ。十

實朝其死
 期迫り
 ぬるを見
 て宋不入
 て禍を免
 れんとせ
 社を叶ハ
 云

正月廿四日。先身に住所育王山を拜せ人々免宋
 小渡らん。て唐船を作らぬ。供奉に輩六十餘人
 と定免らぬ。朝光奉行を。義時泰時頻小諫。うと
 用いられぬ。五年四月十七日。和卿に造れ。唐船
 功成り。數百人残して。由比浦。ふううへく見まぬ。
 午ま申尔至社と毛浮む事なり。此所にありこ
 ま唐船に出入る。ま海浦。ふあらは。て。空
 沙頭。小朽ぬ。六月廿日。公曉。阿闍梨園城寺より下
 着。二位の左の仰。ま鶴岡別當に關。爾補むと
 此ま也。此一兩年。ハ明王院僧正公胤。此弟子に
 ちまて。彼寺に住ま。あり。十月十一日。公曉と鶴

物一作拜
下同

岡別當職と次。又宿願のよきにて。今日以後一千
日宮寺小籠居と云云。承久記小此。二三年御所中
小化物あり。女形姿にて申ふ。是早く身輕を
行へ。我見る人なり。今下替此人とも。三程を去。六
年六月廿七日申の刻。小鶴岡にて大將物賀。此儀
あり。七月八日。直衣始ありて。鶴岡参ら。此義時
路次。供奉を。大宮寺にて參會。其夜の夢。小藥
師十二神將。此内成神。我見るに。今年此物賀。無事
也。明年の拜賀。此時供奉を。小倉らと。此儀
也。明子九日。小大倉郷南山。此間。小一堂。我ら。小
藥師。我安置。泰時時房。許此。小大禮。小御家

人土民財。我費して。その愁や。ゆき。ふた。然。多。極。小
ら。と。事。歎。とい。い。り。と。義。時。用。い。り。時。後。小
い。亮。と。東。鑑。小。記。と。一。歎。を。一。時。小。初。り。り。也。
く。い。ひ。沙。汰。一。り。ん。小。公。曉。を。一。所。也。
十二月二日。功成。て。供養。此。事。あり。此。日。京。より。實
朝。成。右。大臣。尔。任。と。ら。休。七。年。正月。廿。七日。小。物。賀
あり。此。日。雪。深。出。立。此。時。廣。元。入。道。参。り。て。覺。阿。成
人。の。こ。ら。涙。此。面。ふ。り。む。事。を。忘。ら。次。然。る。に。今
落。涙。小。禁。と。こ。ま。た。事。小。あ。ら。長。子。細。あ。ふ。一。
東。大。寺。供。養。此。日。右。大。將。家。御。出。此。例。に。任。せ。御。東
帶。此。下。に。腹。卷。を。免。あ。ら。一。と。て。唐。綾。威。此。さ。七
な。ら。錢。参。ら。と。一。に。文章。博士。仲。章。大臣。大。將。小。昇

ふ人のまを其式あらむといひしを、此もや
免らる。廣元頻小晝してあらハヤといひしを仲
章のなれば兼燭してある事也。とて、戌の時と定
む。公氏御鬢に候せしに、みつら鬢に髪一寸し
を抜て、ふたみふとよとて賜ふ。又庭に梅枝見
て

以ていなるを主の宿とす。ぬと毛軒を
梅を春枝忘ゆふ

と詠して、南門を出り、杖し、鳩志たり鳴き、車よ
り下り、終ふに、細太刀乃柄に車の手形ふ入り、
枝志らて打をらふ。仲章くるし、うらし、て、木を

結そつて進らぬ。初宮寺に樓門ふ入多し。時、義
時夢乃とく、白犬に傍る見えしと覺え、心神
みとせ、御劍を仲章に譲り、伊賀四郎一人と具し
て退出す。神拜終りて退出し、ふし、時、石階に下
にて公曉うゝ免尔討ま、仲章をさし、杖て、公
曉實朝に首伐手小もち、後見、此備中阿闍
梨の雪下北谷、此坊まで物さひく、乳母子の彌源
太兵衛尉して、義村に將軍をらむとを申合ふ。是
を子息泰村いふ。若丸とて、其門弟乃中を
りし故也。義村より来らば、終ふ。御迎、枝參
らむむ、て使を返し、義時ふくとはく、左右れ

誅す一と下知し多れ多。一族成招きて評定
 阿闍梨を、人よりあらふとて長尾新六定景成
 討手とて黒皮威お甲ふて、雜賀次郎以下郎後五
 人具しての坊より申く。公曉を迎違しとて鶴岡
 の後の峰小上りて、義村の家小至らむとせしに
 申さぬい、雜賀くこしと定景首成さすを承久
 記よは、其後公曉とて所より多く討糾し、實
 すとぬし、一説小若宮お後成西乃御門へ来とて
 山より落しを、西御門お小屋の上よりあふふに、
 家主盗人として字を殺す、其夜犬ともいふ、
 朝小見社とて毛身體たりの夕ら次、廿八日葬る時、

承久作越

公氏亦賜まし一髮成以て首にうち、愚管抄より
 公曉おすて一首成葬ゆと云云

讀史餘論卷六

